

39. 自然環境整備交付金（国立公園事業）

目的・概要

国立公園内の地方自治体が所有する公園利用施設において、自然・景観地観光を求める訪日外国人をはじめとする多くの観光者の利便性・安全性を向上させる国際化対応等のための整備を2020年までに集中的に推進することを目的とした交付金です。

●**対象者** : 都道府県

●**対象事業** : 都道府県又は都道府県の補助を受けて市町村が実施する以下の事業
国立公園において行われる国立公園事業施設（歩道、園地、避難小屋、休憩所、野営場等）の整備事業

●**補助金額・補助率等** : 自然環境整備交付金交付要綱第7条により算出された事業費について、50%を乗じて算出した額を超えないもの。

●**手続き等** : ① 整備計画の作成
都道府県は環境省の指定する時期に、自然環境整備計画作成要領の規定に基づき、自然環境整備計画を作成
② 交付申請手続
整備計画に基づき、同交付要綱第8条による交付金交付申請書を環境大臣に提出

【対象となる事業事例】



（休憩所の多言語表記化）



（誘導標の多言語表記）



（老朽化した落下防止柵の再整備）



（利用が多い荒廃歩道の再整備）

○問い合わせ先 : 環境省近畿地方環境事務所 自然環境整備課

電話 06-4792-0704 FAX 06-4790-2800